

羽曳野市災害時医療救護活動計画策定支援業務仕様書

1. 委託業務名

羽曳野市災害時医療救護活動計画策定支援業務

2. 業務の概要

羽曳野市災害時医療救護活動計画は、羽曳野市地域防災計画に基づく医療救護活動について、羽曳野市及び関係機関の役割や連携等を、より詳細かつ具体化し、災害時における活動の実効性を確保するため作成するものです。

本業務においては、羽曳野市の実情に適した専門のノウハウの提供を受けながら、国・府・先進自治体から収集した情報に基づき、調査、分析、企画立案、報告書作成等について効率的かつ円滑に業務を進めるため、専門業者に委託するものです。

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

概ね9か月間

4. 業務の内容

(1) 基本的な課題分析と解決策等への支援

- ① 羽曳野市地域防災計画を踏まえた羽曳野市災害時医療救護活動計画の整合性と課題抽出
- ② 羽曳野市災害時医療救護活動計画策定の基本的な考え方の提案、全体スケジュール等の提案
- ③ 関係団体との情報伝達の仕組みを検討し提案すること
- ④ 想定される負傷者数から必要な医療従事者及び薬剤や物資等を検討し提案すること
- ⑤ その他羽曳野市災害時医療救護活動計画策定に係る課題解決に向けて提案すること

(2) 会議等の運営

1) 関係団体との協議の場の運営支援

- ① 資料及び進行シナリオ案等の作成
- ② 団体代表者等との打ち合わせ等の支援
- ③ 関係団体との協議の場への出席及び議事進行支援、議事録(概要及び要旨)の作成
- ④ その他必要な資料の作成

※協議の場の開催回数は、関係団体3団体程度を想定し、各3回程度開催予定

※議事録は会議開催後 2 週間以内に提出すること。

2) 羽曳野市関係担当課との作業確認及び打ち合わせの支援

(3) 団体ヒアリング調査の実施

- ① ヒアリング調査票の作成(5～6団体程度を想定)
- ② 調査票による調査の実施・取りまとめ

(4) 羽曳野市災害時医療救護活動計画及び概要版の作成

(5) 成果品

① 素案

素案は令和 6 年12月上旬

② 最終版

最終版は令和 7 年2月末

※提出時期について、委託者の指示により変更することがある。

③ 本計画書

A4版(100頁程度、資料編含む)、モノクロ200 部

④ 本計画書(概要版)

A4版(8頁程度)、フルカラー500部

⑤ 上記のデータ(フルカラー及びモノクロ)を収録した電子媒体

(6) 支払い方法

業務終了後、検査合格した上、一括払いとする。契約不適合責任日数は引渡しを受けた日から 1 年とする。ただし、故意又は重大な過失による場合は 3 年とする。

(7) その他

① 必要な交通費、通信費等は見積書に計上、若しくは含めること

② 必要な郵送料、郵送用封筒代等(返信含む)を見積書に計上、若しくは含めること

③ 業務の打ち合わせは、ウェブ形式、電話、メール等も可とするが、関係団体との協議、ヒアリングは必ず
実地対面で行うこと。

5. その他

(1) 羽曳野市総合基本計画、羽曳野市地域防災計画その他各分野別計画、防災行政等、また最新の災害事情の現状や今後の動向を踏まえ、本仕様書に定めていない場合であっても本市と都度協議し、柔軟な対応を行うこと。

(2) 国、他自治体の動向や取り組み事例を調査し、羽曳野市へ情報提供をすること。また、有益な情報については、本計画策定の参考とすること。

(3) 本計画の内容等について、国、府の動向により変更があり得る。

(4) 本仕様書記載の内容は本業務において実施すべき最低限の内容を記載したものである。本業務に係るプロポーザルにおいて提案した内容についても本業務の範囲として契約金額の範囲内で実施すること。

(5) 業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部分を再委託する場合は、あらかじめ書面により本市の承諾を得ること。

(6) 業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 66 条第2項及び第 67 条の規定並びに別添個人情報取扱事務特記事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。業務完了後においても同様とする。

(7) 本委託業務の遂行にあたっては、羽曳野市と連絡調整を十分行い、本仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議し決定するものとする。

以上